

古代東アジア各国における「カギ」の漢字表記（下）

——「鎖」・「鑰」・「鍵」・「鉤」・「匙」——

方 国 花

第二章 「鎖」・「鑰」について

第一章で述べた「鑑」と「鑰」は、中国で元々別字であったのが周辺国において異体字として使われるようになった例であるが、本章で述べる「鎖」と「鑰」は東アジア諸国において共に異体関係にある字として認められる例である。本章では、「鎖」と「鑰」が古代東アジア諸国においてどのような意味で使われ、両字に使い分けがされていたかどうか、その実態を明らかにする。

第一節 古代中国の場合

古代東アジアにおける「鎖」と「鑰」の用法を考察するためには、まず漢字の発祥地である中国での標準的用法を確認する必要がある。「鎖」と「鑰」の関係、そしてその意味を把握するために、まず古辞書における記述をみてみよう。

古辞書における記述から

『説文解字』¹（後漢の許慎撰、一〇〇年に完成）における「鎖」の記述をみると

鎖 鐵鎖門鍵也从金貨聲

とあり、「鐵で作られた鎖」と「門の鍵」の二つの意味を持つことが知れる。しかし、「鎖」の記述は見られない。「鎖」は『説文解字』の影響を強く受けて成立した『玉篇』の増補本である『大広益会玉篇』⁽²⁾（宋代の陳彭年らにより編纂、一〇一三年成立）に

鎖思果切
鐵鎖也 鎖俗

とあって、「鎖」が正字で、「鎖」は「鎖」の俗字であることが分かる。

金石文における記述から

次に、「鎖」と「鎖」がどのように使われているかその実態を考察するために、中国で数多く残っている石碑や墓誌など金石文から検討を行う。中国の金石文資料は「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」⁽³⁾を使用するのが便利で、本データベースは漢の時代から民国までの数多い金石文資料を収録していて、漢字の用法を知りうるだけでなく、その変遷過程も知ることができるため、これを用いて用例を検討する⁽⁴⁾。

「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」で「鎖」を検索すると全部で二三例検出される。字形は「鎖」と活字化されるものと、「鎖」と活字化されるものが二二例ある。この二つの字形は時代に関係なく、交互に出現している。残り一例は「鎖」の用例の中で最も古い北魏の時代の例であるが、傍の部分が「目」ではなく「日」になっていて、下の二点は三点になっている。これらの用例の中で、本稿で問題とする南宋以前の例は九例のみである。中には地名に用いられる例が一例、身体部位の「鎖骨」に用いられる例が一例、「鎖」と読むべき例が二例、「鎖す」という動詞で使われる例が四例、「くさり」という名詞で使われている例が一例ある。だが、直接「カギ」とみることのできる例はない。

一方で、「鎖」の俗字である「鎖」に翻字される用例は全部で四例ある。字形は全部「鎖」に活字化されるとみてよい。この四例は全部古代の用例であり、一番新しい例が北宋のものである。その意味用法は動詞の「鎖す」が四例、

名詞の「くさり」が一例である。このように「鑰」は「鎖」に比べて用例数がかなり少ないが、表す意味は「鎖」と変わらない。

「天聖令」における記述から

なお、最近発見されて「唐令」復元に注目されている北宋の「天聖令」⁽⁵⁾（明代写本）には専ら「鎖」が使われている。「倉庫令」に二例⁽⁶⁾、「獄官令」に四例見られる。「倉庫令」においては「封鎖」と「鎖鑰」の熟語の中で「鎖」が用いられているが、「封鎖」の「鎖」は「鎖す」という意味で、「鎖鑰」の「鎖」は「錠 (lock)」の意味であろう。「獄官令」においては「鎖」が主に「枷」と使われていて、刑具としての「くさり」を指すと考えられる。

このように、古代中国において「鑰」は「鎖」に比べてその使用率が低く、俗字であるがために金石文や律令を書いた文書に使われることが少なかったのではないかと考えられる。即ち、正式の場合においては主に正字が使われていたであろう。

古代中国におけるこのような用法は東アジアの他の国に伝わった際にはどうなっているのだろうか。

第二節 古代日本の場合

古代日本における「鎖」と「鑰」の用法を考察するために、古代中国の場合と同じく、まず古辞書の記述から検討を行う。

古辞書における記述から

日本で現存最古の辞書として名高い『篆隸万象名義』⁽⁸⁾（空海撰、八三〇年以降成立）における記述をみると、「鎖」についての記述は見られなく、「鑰」を見出し字とする項目は次のように書かれている。

鑰 思果反連環、

義注の「連環」とはいくつもの環（ワ）が連なっている物、即ちくさりを意味する。「、」は「也」字を表す。

『新撰字鏡』(昌任著、八九九〇一年頃の成立)には次のようにある。

鎖 **錠** **鎖** 三形作思果反鐵也又璽字連也足加志又加奈保太志

「鎖」の異体字を「鎖」の上に二つ並べて書いた後、注を付けている。「三形作」は三つの文字が異体字関係にあることを示す。「連也」は連なるもの、即ちくさりのことを意味する。そして、その下に和訓がつけられているが、「足加志」(アシガシ)と「加奈保太志」(カナホダシ)は刑具である足枷のことを言う。これは「天聖令」の「獄官令」に「鎖」が刑具として記述されている点と通じるところがある。

『和名類聚抄』¹¹⁾には「鎖子」を見出し字とする項目が見える。

鎖子 唐韻云鎖蘓果反俗作鎖字鐵也漢語抄云藏乃加岐辨色立成云藏

ここでは唐代の孫愐が隋の『切韻』を修訂した韻書である『唐韻』を引いて、「鎖」が俗字であることを明記している。「藏乃加岐」(クラノカギ)の訓がつけられていることから、「鎖子」を「カギ」を表す字として使用していたことが分かる。

観智院本『類聚名義抄』¹²⁾(一二五一年書写)における「鎖」と「鎖」関連の記述を挙げると次の通りである。

銷鎖鎖次二正下谷上瑣カナツカリクサリ(ル)ツラヌクカハル:
鎖子藏ノカキカナキ足カシカナツカリ
鎖閉トチトチテ(僧上一二二一)

「鎖」をその異体字も含めて四字挙げた後、字体注として「次二正下谷」と記しているが、これは上から二番目の字、即ち「鎖」が正字で、その下は俗字であるという意味である。訓は本論と関係のないものも数多く書かれているため、ここでは一部を省略して掲載した。「カナツカリ」、「クサリ」等くさを表す訓が附されている一方で、「カギ」という訓も附されている。「鎖子」にも同じような訓が附されていて、『和名類聚抄』と同じ「藏ノカキ」(クラノカギ)の訓も見られる。次の「鎖閉」はその訓から「閉じる」という動詞で使われていたことが分かる。

日本の古辞書の記述から、古代日本においても古代中国と同じく、「鎖」が「鎖」の俗字とされており、「カギ」の

意味以外に、くさり、足枷、鎖すという意味でも使われていたことが分かる。では、次に実際のところはどうかを、一次資料である正倉院文書と木簡で確認してみよう。

正倉院文書における記述から

正倉院文書には、第一章でも挙げたように「カギ」に関する記述が多く見られる。「鎖」に関連する記述も多く見られるが、「鎖」字体の用例は見られなく、「鑰」字体のみである。「鑰」の字形は皆「鑰」に翻字できるものである。「鑰」以外に「鑰子」の用例も多く見られるが、「鑰子」と「鑰」が同じものを指すのか、それとも違うものを指すのか検討してみよう。

「鑰子」と「鑰」の用例数をみると、「鑰子」は三四例、「鑰」は二三例あって、「鑰子」のほうが若干多いものの、大きな差は見られない。¹³⁾「鑰子」は「具」という助数詞と共に使われる場合が多く、二つ以上のものが揃ってセットを為す物、即ち「錠 (lock)」と「鍵 (key)」のセットを表すと考えられる。一方で、「鑰」は主に「无鑰」として使われ、「鑰」がついていないことを意味するが、この場合の「鑰」は櫃など入れ物に付ける「錠 (lock)」を指すのではないかと考えられる。しかし、そうでない例も一方ではある。「天平勝宝四年十一月廿二日」(資料八)と「天平勝宝七歳正月二十三日」(資料九)の日付が付く「経紙出納帳」に次のような記述が見える。

【資料八】続々修三七帙四 経紙出納帳 (『大日本古文书』三一六〇七頁)

廿二日納白麻紙參仟張 凡紙參伯張

納漆韓積一合 着鑰但无匙

右為奉写大唐和上所願八十花嚴經一部 大集經一部 大品經一部自大納言藤原家来

【資料九】続々修三七帙四 経紙出納帳 (『大日本古文书』三一六〇八頁)

正月廿三日納杜中紙六千張 欠四張 納漆韓積一合 着鑰并匙

右太皇太后 御願六十花嚴經五部料表紙料百五十張不用可返上

「資料八」には三千三百枚になる紙を漆が塗ってある韓櫃一合に入れて「藤原家」（仲麻呂家）から運んできたことが書かれている。その漆塗りの韓櫃には「鑰」は付いているが、「匙」がついていないと記している。一方で、「資料九」にも同じく漆塗りの韓櫃に紙を入れて運んだことが書かれているが、この韓櫃には「鑰」も「匙」も付いていることが記されている。「鑰」は「錠 (lock)」を表し、「匙」は「鑰」を開ける「鍵 (key)」を表すとして記述されているのである。だが、「鑰」は違う解釈もできそうだ。

【資料一〇】続修四二帙二 左京職符（『大日本古文書』一六三一頁）

職符 東市司

鑰一具 正食料

右、従彼市平價進上

これは「左京職」が「東市司」に正食料となる「鑰」を一具東市で購入して進上しよとの命令を下した文書である。ここでいう「鑰」は市場で購入するもので、その助数詞として「具」が使われているので、「錠 (lock)」のみを指すのではなく、「鍵 (key)」もセットとなる一組み合わせの「カギ」を指すと理解できる。市場で購入して進上する品物として、錠前だけでは使い物にならず、これだけを購入することはあり得ないからである。要するに、「鑰」は「錠 (lock)」だけでなく、「鍵 (key)」をも含む広義としての「カギ」を指すこともあるということである。では、「鑰子」のほうはどうだろうか。前述のように、「鑰子」に「具」の助数詞が付くほうが普遍的で、「鑰子」も広義としての「カギ」を指すと考えられる。果たして「鑰」と「鑰子」は同じ意味であると考えてよいのだろうか。前章に挙げた「資料五」と「資料六」をみると、「鑰」と「鑰子」は書き写した文書とその元となる文書の中で、同じ文脈の中に使われていて、同じ用法を持っていたと考えられる。

このように、「鑰」と「鑰子」は基本的に同じ意味を持っていて、両方とも広義としての「カギ」を表すことがある。ただ、「錠 (lock)」のみを表す時には「鑰」のほうを使用していたことは、「鑰」が主に「无鑰」の用例として使わ

れることから窺える。書写する時は表記が短ければ短いほどよく、「錠 (lock)」と「鍵 (key)」のセットとしての「鑰」或いは「鑰子」が無いという事柄は錠前のみの記述で表すことができる。「錠 (lock)」がないと「鍵 (key)」だけあっても意味がないので、「錠 (lock)」がないとのこと、即ち「无鑰」とのみ注記すればよいが、「鍵 (key)」だけを表記すると錠前はどうか分かっていないか分からなく、事柄を完全に表示することができない。そこで、「无鑰」と「无鑰子」（ここでの「鑰子」は広義としての「カギ」）が同じ事柄を表すことができるのであれば、「无鑰」のほうが簡単でいいわけで、「无鑰」の表記が定着したと考えられる。要するに、「鑰」と「鑰子」は両方とも広義としての「カギ」を表すことができるが、主に「錠 (lock)」を表す際には「鑰」が用いられ、主に「錠 (lock)」と「鍵 (key)」のセットを表す際には「鑰子」が用いられたとまとめられる。では、次に日常の文書行政に使われた木簡において「鑰」と「鑰子」がどのように用いられていたかその実態を検討する。

日本の古代木簡における記述から

日本の古代木簡における「鑰」・「鑰子」の用例を奈良文化財研究所の「木簡データベース」⁽¹⁴⁾で検索すると、「鑰子」の用例はなく、「鑰」と書かれた木簡のみが三点検出される。字体は全部「鑰」と翻字できる例ばかりで、「鎖」の用例は見当たらない。その釈文は次の通りである。

【資料一】 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構出土木簡（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一―二二頁）

・ 匙參拾壹 天平八年八月廿二日
栗前男龍

・ 鑰鑰鑰鑰鑰鑰鑰

【資料一二】 長岡京木簡（木簡学会『日本古代木簡選』三〇三号）

・ 請中板屋東隔鑰一具在打立者

右依右中弁宜為收納作物所請如件

事了者返上 八年七月十九日上毛野三影麻呂

・「又大斤一〇〇〇請如件」^{【具之】}

【資料一三】大宰府跡木簡（九州歴史資料館『大宰府史跡出土木簡概報』一一一四頁）

・綿鑲

「資料一二」をみると、「鑲」が裏面に七文字連続して書かれていて、「鑲」は習書されたものであると考えられる。「資料一二」の木簡は中板屋の東壁に取り付ける「鑲」を請求したもので、この場合の「鑲」は「錠 (lock)」と「鍵 (key)」のセットからなる広義としての「カギ」を指すと考えられる。「資料一三」の木簡は「綿鑲」とのみ書かれているので、どういうものを指すか詳しいことは見当がつかない。

小結

このように、古代日本における「鎖・鑲」の用例をみると、古辞書には「鎖」字体の記述はあるが、実際のところは俗字である「鑲」字体のみを使用していた。「鑲」は正倉院文書において「鑲子」と書く場合もあるが、両方とも「錠 (lock)」或は「錠 (lock)」と「鍵 (key)」のセットを表す字として使われていた。

第三節 古代朝鮮半島の場合

古代朝鮮半島の場合は古代日本と違って現存する古代の資料があまりない。前章で「鑑」の用例を紹介したが、これ以外に「カギ」を書いたと思われる古代の資料は次に挙げる「資料一四」の木簡がある他、確認できていない。

【資料一四】雁鳴池遺跡出土二一三号木簡（『改定版』韓国の古代木簡』国立昌原文化財研究所）

（表面）策事門思易門金

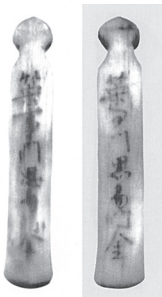


図3

（裏面）策事門思易門金

(88×14×4.5 mm)

尹善泰氏はこの二一三号木簡が小さく、精巧に作られていて、「門十カギ（鑰・匙）」とする書式が日本のキーホルダー木簡に類似している点と、「鍵 (key)」の方言に今日も「金 (sol)」（朝鮮語の固有語で「鍵 (key)」の意味）とするのが残っている点から、「策事門」と「思易門」の錠前に使われる「鍵 (key)」の付札木簡であるとしている。つまり、この木簡における「金」を新羅語の固有語で「鍵 (key)」を表す借訓字とみている。

古代朝鮮半島において現在知られている「カギ」を書いた用例は、上記木簡と雁鴨池遺跡から出土した錠前のみで、これ以上のことは分かり得ない。だが、子供達の漢字学習のために作られた中世の言語資料となる『訓蒙字会』（崔世珍著、一五二七年完成¹⁶）に「カギ」に関する記述が見え、古代語の復元の端緒となるのではないかと考えられる。『訓蒙字会』をみると、「鎖」を見出し字とする項目はあるが、「鎖」は見当たらない。「鎖」の下に [zamułsoi] と読めるハングル表記がされていて、また「俗稱一子又獄具」の意味解釈もついている。「zamułsoi」は「錠 (lock)」を表す朝鮮語の固有語である。この注から、「鎖」は「錠 (lock)」を表すことも、くさり、或は足枷など「獄具」を表すこともあったと考えられる。

第四節 遼の場合

遼の場合も朝鮮半島と同じく、現存する資料があまりない。石碑や墓誌など金石文、それに前章で扱った『龍龜手鏡』が知られているだけである。だが、金石文には「鎖」・「鑰」の記述が見られない。『龍龜手鏡』における記述は次の通りである。

鑰 俗 鎖 正蘇果反
鐵 一也

「鑰」を「俗」、「鎖」を「正」としているが、これは中国の古辞書や日本の古辞書における記述と同じである。義注の「鐵一」は中国の古辞書に見える注と同じで、鉄のくさりを指すと考えられる。

第五節 まとめ

このように、古代朝鮮半島と遼の場合は資料の制約により確かなことは言えないが、「鎖」・「鑰」は古代中国、日本、朝鮮半島、遼のどの国においても「錠 (lock)」、くさりとして使われていて、その意味用法には大差なかったと考えられる。だが、古代中国では主に正字の「鎖」が使用されていたのに対し、日本では主に俗字の「鑰」が使用されていた。画数が多いにも関わらず「鑰」を主に使用していたのは、古代日本では事実上これを「正字」と認識していたからではないかと思われる。

第三章 「鍵」について

「鍵」は現代日本において「カギ」を表す字として一般に使われる字であるが、現代中国の場合は異なる。現代中国ではキーボードを表す時によく使われる。そして、「鍵 (key)」は「钥 (鑰の簡体字) 匙」、「錠 (lock)」は「锁 (鎖の簡体字)」で表す。このように、「鍵」の使い方に現代の日中間においては大きな違いが見られるが、古代の場合はどうだったのであろうか。

第一節 古代中国の場合

第一章で『周礼』と『礼記』の注疏から「鍵」は「錠 (lock)」、或はその牡金具を表していたことを述べたが、これだけで語るのは危険で、さらなる検証が必要である。ここでは、古辞書における「鍵」と「鑰」の異体字の記述を確認した後、金石文における使用法をみることによって、その使用実態を明らかにする。

古辞書における記述から

「鍵」についての記述を『説文解字』でみると、「鍵」以外にその異体字となる「榧」の記述も見られる。「鍵」に

ついでには次のように記載されている。

鍵 鉉也 一曰車轄从金建聲

「鉉」と「車轄」で「鍵」の意味を解釈しているが、「鉉」は同書の記述に「举鼎也」とあることから、鼎を担ぎ上げるときに使う金具を指すことが分かる。「車轄」は同書の「轄」の注に「車聲也从車害聲一曰轄鍵也」とあって、車の音を表す字であったと考えられる。このように「鍵」には「カギ」の意味が見当たらない。

一方で、「鍵」と同じ旁を持つ「鍵」については

鍵 限門也从木建聲⁽¹⁷⁾

とあって、「鍵」は戸締りをして入れないようにする道具を指すことが分かる。

このように、「説文解字」においては「鍵」と「鍵」を見出し字とする注記内容が大きく異なっているが、前述の同書の「鎖」の注に「門鍵」とあることから、「鍵」、「鍵」の両字とも「カギ」の意味を持っていたと考えて問題なからう。

『大広益会玉篇』における記述を挙げると次のとおりである。

鍵 奇塞切 杜也 又管鑰 鑰同上

闔 其假切 門木也 古文鍵

鍵 渠假切 闔 鍵與鍵同

この記述から「鑰」、「闔」、「鍵」が「鍵」の異体字として使われていたことが分かる。その意味は「闔」に「門木」、「鍵」に「闔鍵」とあることからすると、「門木」は門をさしかためる時に使う木、「闔鍵」は「闔」に使われる木のカギと解釈でき、日本語で言う「くわんぬぎ」（現代仮名遣いではかんぬぎ。漢字表記では闔木。以下、便宜上カンヌキと表記する。）に当たると考えられる。だが、「鍵」の義注となる「杜」と「管鑰⁽¹⁸⁾」は、第一章で論述した『周礼』と『礼記』の注疏に基づけば、「錠(lock)」の牡金具と「鍵(key)」をも指すことになる。そうすると、「鑰」と同

じ意味を持つことになり、「鑰」との違いが見えてこない。

漢字の形の分類による右の二つの古辞書と違って、意味により分類を行った『広雅』(魏の張揖編¹⁹)をみると、「釋室」(巻七)を項目とする中に「闔」(鑰)の異体字と「鍵」がまとめて書かれている。「闔」と「鍵」にその音を記した後、その下に義注となる「戸牡也」を記述している。これは、「闔」と「鍵」は読みは異なるが、両字とも門戸をさしかためる道具である「牡」の意味を持っていると理解できる。これで両字の意味が同じであることは分かっていたが、その違いはどこにあるのだろうか。

その答えとなる記述が古代中国の方言や地方に残存する古い語彙を集録した『方言』(前漢の揚雄撰)巻五にみえる。「戸鑰、自關而東、陳楚之間、謂之鍵、自關而西、謂之鑰。」との記述内容から、「鑰」と「鍵」は方言の違いであったと推定できる。では、実際のところはどうのように使われたかを石碑や墓誌など金石文における用例から検討を行う。

金石文における記述から

「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」で「鍵」の用例を検索すると、全部で一六例検出される。一六例とも「鍵」に活字化される字形で書かれている。この中で、元以降は五例で、残り一一例は唐以前のものである。その中には「錠 (lock)」を表す例もあれば、カンナキのカギを表す例もあり、また物事を解決するための重要な要素に転用された例もある。例えば、「大唐龍興大徳香積寺王淨業法師靈塔銘」(七二四年)における「早開靈鍵、入如來密藏、踐菩薩之空門。」は「早くに靈の鍵を開け、如來の密蔵を入れ、菩薩の空門に踏み入れた」と解釈でき、この場合の「鍵」は「密蔵」を入れるための開ける対象となる道具、即ち「錠 (lock)」を指すとみられる。老子の『道德經』が刻されている「大唐易州龍興觀為國敬造道德經五千文碑」(七〇八年)には「善閉無關鍵、不可開。善結無繩約、不可解。」との記述が見られるが、南宋の範應元による『老子道德經古本集注』に「鍵、拒門木也。或從金傍、非也。横曰關、豎曰鍵。」との注が付けられていることを参考にすると、「鍵」(鍵)は門を豎から拒む(閉ざす)

木を指し、カンヌキのカギと同じような物であると考えられる。²²⁾だが、「寶泰妻婁黒女墓誌」（五五五年）にみえる「持四□為隄防、以六行為關鍵。」の傍線部は「六行」を要とする意で、「關鍵」は元の意味ではなく、転用されている。

「鍵」は「鍵」に比べてその用例数が少なく、全部で七例検出される。七例とも「鍵」に活字化できる字形である。

この中で清朝の一例で、残り六例は唐以前のものである。この六例中、三例は「鍵爲武陽」という地名に使われている。二例は『五經文字』（張參撰、七七年）と『九經字樣』（唐玄度編、八三三年）を刻した「唐石五經文字九經字樣」（八三七年）において「鍵音倦見、考工記、一建凡鍵鍵之類皆從此」の記述の中で用いられている。残り一例は、「隋柏梯寺碑」（五八六年）の「山王獻供、法主開筵、聞鐘洗鉢、聽梵搥鍵。」の記述に見え、仏教関連の用語として使われている。

このように、古代中国において「鍵」は地名や仏教用語など限定的場面において使用されていて、直接「カギ」に関連する例はまだ見られない。「鍵」の方がよく使われていたのである。「鍵」は「鑰」と同じ意味で使われていて、古辞書における記述と通じている。

では、次に古代日本の場合はどうだったかを検討してみよう。

第二節 古代日本の場合

古代日本における「鍵」と「鍵」の異体字の用法をみるために、まず古辞書の検討から始める。

古辞書における記述から

『篆隸万象名義』における「鍵」の記述は次の通りである。

鍵奇審反開

義注に「開」とあるが、この「開」は『干祿字書』における「開竝上俗」との記述と前述の『大広益会玉篇』における「鍵」の記述を参考にすると、「關」（関）の異体字として書かれていると考えられる。『大広益会玉篇』に見える「関鍵」の「関」と同じく、カンヌキを指すのであろう。

『新撰字鏡』における「鍵」の記述は次の通りである。

鍵 戸縁反平
也迹也開鑰也

義注の「開鑰也」は「鑰を開けるなり」と読め、「鍵」は錠前を開ける「鍵 (key)」のことを指すと考えられる。

『新撰字鏡』には「鍵」の他、その異体字となる「闔」についての記述もみえ、異体字の「鍵」と「鍵」をその義注に使用している。

闔 巨晏反鍵
也鍵也

観智院本『類聚名義抄』における「鍵」とその異体字についての記述は次の通りである。

鍵 闔二正 一件鉞
カスカヒ カキ トサシ 一軌 禾ケン 鉞カキ (僧上一一七)

「鍵」は「闔」と共に正字とされている。和訓は広義の「カギ」に直接関係しないものもあり、ここでは「クルルキ」、「カキ」、「トザシ」のみを取り上げる。「クルルキ (ギ)」は、後世のものであるが、室町時代の連歌用語辞書である『藻塩草』(月村斎宗碩著、一五二三年頃成立)に「とぎす木也」とある。「カンヌキ」が前述のように横から戸締りをする木であるとする、「クルルギ」は縦に差し込んで戸締りをする木である。「カギ」と「トザシ」は続けて区別して書かれているが、これは違うものを想定していたからであろう。即ち、「カギ」は「鍵 (key)」、「トザシ」は「錠 (lock)」の意味で記述しているのではないかと推測する。したがって、「鍵」は広義での「カギ」、つまり施錠具全体を表す字として記載されているのではないかと考える。「鍵」の下の「鉞」は「針」の意味で、本当は「鍵」と別字であるべきであるが、「カギ」の訓が付いていることから考えて、「鍵」の略体字として書かれていると思われる。

このように、日本の古辞書で確認する限り、「鍵」は「鍵 (key)」も「錠 (lock)」も「クルルギ」(またはカンヌキ)も表すことがあり、施錠具全体を表す字として使われていたと考えられる。次に、正倉院文書においてはどのような用いられているかを確認する。

正倉院文書における記述から

正倉院文書において「鍵」は一八例見えるが、その用例数は同じ意味を持つ「鑰」（「鑑」）の三分の一にしかない。
 値段もその三分の一ほどである。

【資料一五】続々修四帙一〇 奉写二部大般若経錢用帳（『大日本古文書』十六一〇〇頁）

卅文丸鑑二隻直 別十五文 十三文買鍵三隻直

「資料一五」をみると、「鑑」は一隻で十五文、「鍵」は三隻で十三文するとある。三隻で十三文となると、一隻あたり四・三文ほどで中途半端な価格になるが、大体四から五文したと考えられる。

そして、「鍵」の種類と用途を記したのが、次の資料にみえる。

【資料一六】続々修四五帙五裏 造石山院所用度帳（『大日本古文書』十六一三三頁）

舉鍵十四隻 六隻信楽殿者
八隻上件作上 久理^レ留鍵三隻 信楽殿者
已上十七打仏堂戸

折鍵廿五勾 上件作上

一勾打仏堂料 四勾打經堂料

十二勾僧房三字料 八勾打板屋等料

（中略）

残鐵物參拾物

蕨鍵二勾 在座 折鍵五勾

この資料には「信楽殿」から運んできて再利用された「舉鍵」と「久留理（クルリ）鍵」、石山で鉄工により作り上げられた「折鍵」、「残鐵物」の「蕨鍵」の計四種類の「鍵」が記載されている。「折鍵廿五勾」については「仏堂料」、「經堂料」、「僧房三字料」、「板屋等料」のように、その用途も書かれている。だが、四種類の「鍵」の違いについて

はこれだけでは分かり得ない。「鍵」の前に来るのが大体その修飾語となるので、その意味から考えると、「挙鍵」は「鍵」の用途からできた詞で、挙げるための「鍵」、即ち図1（第一章）にあるような棧（サル）を挙げて門戸を開ける「鍵」を指すのではないかと思う。「久留理鍵」は恐らくクルリと廻す動作からできた詞で、観智院本『類聚名義抄』にいう「クルルキ」と同じものを指すと考えられるが、その形状はやはり図1のようなものが想定され、「挙鍵」との区別を明らかにできない。「折鍵」と「蕨鍵」については、合田芳正氏の言う先端部の形状から「I群」、「II群」と分けるものに相当するのではないかと考える。

I群—小さくほぼ直角ないしは鈍角に小さく折り曲げられるもの。

II群—直角に曲げた上でさらに直角に折り込むようにして「コ」字状に作ったもの。

つまり、「折鍵」は直角ないしは鈍角に折り曲げただけの「I群」に、「蕨鍵」は直角に曲げて上でさらに直角に折り込んだ「II群」にあたると考える。だが、これだけではやはり四種の「鍵」の区別が明確に見えてこない。皆カギ穴から入れて横に、或いは縦に刺さっている棒を動かして門戸を開けるための道具を指すのではないかと推測する。用途や形状によって「挙鍵」、「久留理鍵」、「折鍵」、「蕨鍵」と呼んでいたのだろうか。

ただ、「折鍵」の場合は掛け金を指す可能性もあると考えられる。一四世紀に書かれた『慕帰絵』には僧房の「まいら戸」⁽²⁶⁾に掛け金が掛かっている場面が描かれている(図4参照)。「資料一六」をみても、「折鍵」は「僧房」に付けられる対象となっていて、『慕帰絵』の場面と共通する。また、「資料一五」でみたように、「鍵」の値段もかなり安価で、少量の金属材料でできる掛け金なら有り得る。そこで、「折鍵」(「鍵」)は掛け金である可能性も高いと考える。

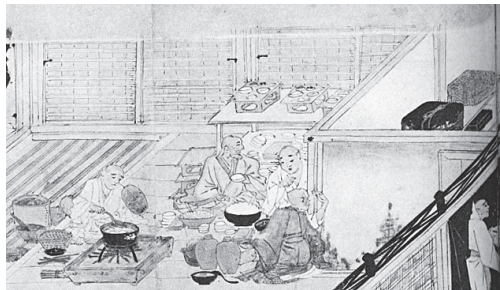


図4 『慕帰絵』の僧房に描かれている掛け金(日本絵物集成『善信聖人絵・慕帰絵』角川書店より)

小結

このように、「鍵」は古辞書では施錠具全体を指す幅広い意味を持つ字として記述されているが、正倉院文書で確認する限り、クルルギまたはカンヌキのカギ、掛け金を表している。ところで、「鍵」の用例は日本の古代の木簡には見られなく、近世以降のものに限られている。これは正倉院文書における「鍵」の用例数が少ないのとも通じている。また、「天聖令」に「鍵」の用例が見られないことも通じていて、漢字文化が中国の律令と共に日本に伝わったことと関連するのかもしれない。

第三節 古代朝鮮半島の場合

古代朝鮮半島における「鍵」の用例を前章の場合と同じく、『訓蒙字会』で確認すると、「鍵」の下に「soisok」と読めるハングルが表記されていて、その横に「俗呼鎖髭」との注が付けられている。「soisok」は「鎖髭」に当たる朝鮮語の固有語で、『周礼』と『礼記』の注疏に見える「鍵」の記述と同じく、「錠 (lock)」の牡金具を意味する。よって、古代朝鮮半島における「鍵」の用法は、中国の古い時代の影響を受け、それを引き継いだものである可能性が高いと考えられる。

第四節 遼の場合

遼における「鍵」（異体字も含む）の用例を『龍龕手鏡』でみると、次のような記述が挙げられる。

鑰通 鍵正音件管篇
也篇音葉二
闕古文音件開一管篇
也又平聲今作鍵

「鍵」の異体字として「鑰」と「闕」が書かれているが、この点は中国の古字書における記述と同じである。「鍵」

の義注として使われている「管籥」は第一節で挙げた『大広益会玉篇』の「鍵」の注に見える「管鑰」、「闌」の義注として使われている「開闌」は『大広益会玉篇』の「鍵」の記述にみえる「闌鍵」と同じであるとみることができるとも、どちらも古代中国における用法を引き継いだものであると考えられる。

第五節 まとめ

このように、「鍵」の用法についてみると、古代朝鮮半島と遼は古代中国における用法をそのまま導入していた可能性が高い。古代日本の場合も古代中国と比べて共通する部分も多いが、異なる部分も見られる。古辞書において「鍵」と「鑰」(鑰)が同じ意味で解釈されていて、施錠具全体を表すという点では共通しているが、古代朝鮮半島のように「錠」(lock)のパーツの一部を指すと解釈できる例は未だ見つかっていなく、この点は古代中国と相違すると考えられる。古代朝鮮半島の方が中国の用法と近い存在にあったのであろう。

第四章 「鉤」(鉤)と「匙」について

「鉤」と「鉤」はその字形が似ていて、古代から異体字として使われていた。この字は「匙」と共に「カギ」を表す場合があるため、本章では一緒に扱う。

第一節 古代中国の場合

古辞書における記述から

まず、中国の古辞書における「鉤」の記述をみると、『説文解字』には「曲也」との義注がつけられていて、『大広益会玉篇』には「鐵曲也」、「曲也所以鉤懸物也引也」との義注が付けられている。そこで、「鉤」は物を引っ掛ける

ための曲った形状の金属製のものを指すことが分かる。

「匙」は『説文解字』に「匕也从匕是聲是支切」とあるが、これだけでは意味が不明である。そこで、同書の「匕」についての記述をみると、「取飯一名柶」との義注があつて、ご飯を取るために使うスプーンを表すことが分かる。

金石文における記述から

次に、金石文の用例を「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」で確認すると、「鉤」（二鉤）の場合は、宋代までの例が全部で六八例検出されるが、「鉤」字体は一三例見えるのみで、「鉤」字体は四〇例見える。残り例は字体の確認がしにくいものである。よつて、古辞書では主に「鉤」字体で書かれているが、実際は「鉤」字体の方が多用されていたのではないかと考える。その意味は古辞書の場合と同じく、施錠具としての「カギ」に直結する例は見当たらなかった。「匙」は古代の用例が全部で四例検出できるが、四例ともスプーンの意味で使われている。

このように、古代中国においては、「鉤」も「匙」も施錠具としての「カギ」に直接結びつくものではないと言える。古代朝鮮半島も遼も中国の場合と同じく、「鉤」（二鉤）は曲った形の道具、「匙」はスプーンの意味で記述されている。だが、日本の場合には異なる。

第二節 古代日本の場合

古代日本での「鉤」（二鉤）と「匙」の用法をみるために、まず古辞書における記述を確認しておく。

古辞書における記述から

『新撰字鏡』には「戸鉤」を見出し字とする項目に「加支」の訓が付されている箇所が見える。

『和名類聚抄』には「鉤匙」についての記述が見られる。

鉤匙 楊氏漢語抄云—戸乃加岐^{一云加良}加岐^{古雙反}鉤音^{古雙反}

「鉤匙」に和訓を附しているが、その和訓から「鉤匙」は「戸乃加岐」（トノカギ）、または「加良加岐」（カラカギ）

と呼ばれていたことが分かる。

観智院本『類聚名義抄』には次のような記述が見られる。

鉤鉤今正 古隻メ カキカクコ 簾 | カ、マル カ、フ 蔵鉤テウカハカ (僧上一二五)

「鉤」と「鉤」が並べて書かれていて、「鉤」の下に「今正」とあるが、これは直上の「鉤」を正字と見なしている
と理解できる。ただ、この下には施錠具の「カギ」と思われる訓が見えない。「鉤(鉤)匙」には『和名類聚抄』と
同じく「トノカギ」と「カラカギ」の訓が付いている。次の「蔵鉤」も「カギ」と関連するだろうとは推測できるが、
その訓からは意味の把握ができない。

このように、「鉤」と「鉤」は異体字関係にある字として記述されていて、「匙」と熟語を為す「鉤(鉤)匙」は「カ
ラカギ」、「トノカギ」の訓を持っている。だが、次に見る正倉院文書と日本の古代木簡においては、「鉤(一鉤)」と
「匙」が別々に使われている。

正倉院文書における記述から

正倉院文書における「鉤(一鉤)」の用例をみると、「鉤」に翻字できる例が一例、⁽²⁸⁾「鉤」に翻字できる例が一例見
られ、⁽²⁹⁾どちらの字体を主に使っていたかは知り得ない。その意味も正倉院文書からは得られない。しかし、正倉院文
書とは呼べないが、同じく『大日本古文书』に収録されている「法隆寺縁起資財帳」における用例から答えを見つけ
ることができると、該当箇所を挙げておく。

【資料一七】法隆寺縁起資財帳(『大日本古文书』四一五二一〜五二四頁)

合経櫃肆合

壹合浅香 長一尺一分 凡廻六寸六分

壹合赤檀 長一尺五寸 廣一尺二寸三分 高身并足八寸二分打
金鋸釘角別打廻様時金着金源銅子一具内敷白綾褥一枚

櫃納丁子香壹袋(割注略)

……（中略）……

櫛 高二尺七寸敷
秘錦褥一枚

櫛鈎納革箱壹合 長六寸廣二寸八分深一寸

……（中略）……

合厨子肆足

貳足斑竹 長各二尺五寸 廣各一尺四寸 高二尺
着各鑲子納基師法華疏經文具廿卷也

法師行信之所集也

右奉納大僧都行信師

壹足綾楓 長五尺九寸 廣一尺七寸 高四尺九寸
着金塗一具并床子一足錦褥一枚

裏衾壹領（割注略）

鈎納革箱壹合 長六寸一分 廣三寸四分 深一寸三分
納錦袋 内在白綾褥

「資料一七」をみると、まず経を入れる櫃が四合あると統計を書いた後、その内訳を書いているが、「赤檀」の櫃には「金涅鑲子」がついている。その後も残り櫃についての記述が続いた後、「櫛鈎納革箱壹合」との記述がみえるが、この「鈎」は「赤檀」の櫃についている「金涅鑲子」の「鍵 (key)」であると考えられる。次の厨子の場合も同じである。厨子に「鑲子」がついていることを記した後、「鈎納箱壹合」と書かれているが、この「鈎」も厨子の「鑲子」の「鍵 (key)」で、これらの厨子の「鍵 (key)」は革箱に入れて保管していることが分かる。

なお、同じく『大日本古文書』に収録されている「造唐招提寺用度帳」にも「鈎」の用例が見えるが、ここでは「鍵 (key)」ではなく、クルルギまたはカンヌキのカギのようなものを指すと考えられる。

【資料一八】造唐招提寺用度帳（『大日本古文書』二十五―二五二頁）

又東北第一房鈎一隻 長□尺七寸

木簡概報』二五—一九頁）

・米倉鈎

・米倉鈎

【資料二一】平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸出土木簡（奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二八—五頁）

・鈎王一升

以上の三例は皆長屋王家木簡と称されるものである。出典となる『平城宮発掘調査出土木簡概報』を確認すると、「資料一九」と「資料二〇」の木簡の「鈎」と読んでいる字は「鈎」に近い形で書かれている。「鈎」を「鈎」の期待される位置に書いていたのは、「鈎」のほうが「鈎」より短時間で書きあげることができ、仕事の効率を上げられるからで、「倉・蔵」という文脈の中で「鈎」を使用しても情報の伝達に支障がないからであると考えられる。つまり、「倉」或は「蔵」の後に「鈎」が用いられても、「ツリ」と読まれることはなく、「カギ」と読まれ、表示しようとする情報が確実に伝達できていたのであろう。だが、この場合の「カギ」は詳しく何を指すかは明らかにできない。クルギまたはカンヌキのカギも、「鍵 (Key)」も有り得るからである。

一方で、「匙」の用例は五例見られる。五例を一括して以下に示す。

【資料二二】平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構出土木簡（奈良文化財研究所『平城京木簡三』五七三—号）

・〇南門 匙

・〇南門 □

【資料二三】平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構出土木簡（奈良文化財研究所『平城京木簡三』五七三—号）

・〇西門 鑰一匙

・〇西門 鑰一匙

【資料二四】平城宮式部省東方・東面大垣東一坊大路西側溝出土木簡（木簡学会『木簡研究』二〇号一七頁）

・「〇嶋坊北一倉匙」

・「〇『不得預』」

【資料二五】平城宮中央区朝堂院東北隅出土木簡（奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一九一—五頁）

・「轡工所鑠匙」

【資料二六】平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構出土木簡（奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一—二二頁）

・匙 参拾壹 天平八年八月廿二日 栗前男龍

・鑠鑠鑠鑠鑠鑠鑠

右の五点の木簡における「匙」の字形は全部「匙」に翻字できるものである。この中で「資料二二」と「資料二三」の木簡はキーホルダー木簡と称されるものである。よって、「匙」は「鍵 (Key)」のことを指すと考えられる。

小結

このように、古代日本において、「鉤 (鉤)」は「鍵 (Key)」、「そしてクルルギまたはカンヌキのカギを表す字として、「匙」は「鍵 (Key)」を表す字として使われていた。

第三節 まとめ

古代日本では東アジアの他の国と違って、「鉤 (鉤)」を施錠具としての「カギ」を表す字として使用していた。日本語では曲った「L」型のもをカギ型とも言うように、日本語の「カギ」には「錠 (lock)」や「鍵 (key)」を含む広義としての「カギ」以外に、「L」型の物を引掛けるための曲ったものを指すこともあるため、この和訓を媒

介に「鉤」（一鉤）もカンヌキまたはクルルのカギ、「鍵（key）」を表すようになったのではないかと考えられる。また、「匙」は古代中国や朝鮮半島ではこの文字だけで「カギ」の意味を表すことはないが、「鑰匙」、「鎖匙」の熟語の中で使われることはよくある。「鑰匙」は、現代中国語でも字体は変わっているが、「鉞（≡鑰）匙」が使われている。「鍵（key）」のことを指す。「匙」が古代日本において「鍵（key）」を表すようになったのは、形状がスプーンの「匙」に似ているからだけでなく、「鑰匙」という例も実際に使われているなか、「鑰（一鑰）」と区別するためであったと考えられる。

おわりに

本稿は上下の形で二回にわたって古代中国、日本、朝鮮半島、遼における「カギ」の漢字表記とその用法についてみてきた。紙幅の関係上、「カギ」を表す他の漢字表記、例えば「閔木」、「扁」などについては論述できなかったが、今後完結したものを披露できる機会を作りたい。

全体を通してみた時、朝鮮半島と遼の場合は残る資料が少なくて確かなことは言えないが、古代日本と同じく、古代中国と漢字の用法が一致しない場合がある。これは中国の周辺国家としての周縁性の表れであると考えられる。また、これは漢字文化を導入する際に、必ずしも中国での用法をそのまま受け入れるのではなく、自国に合うように変容させた結果であろう。

注

(1) 以下、『説文解字』における記述は『説文解字附検字』（中華書局、一九六三年）による。

(2) 『玉篇』は原本系が一部残っていて、原本系における記述を参照したいところだが、残念ながら原本系『玉篇』には「カギ」

の漢字の記述が残っていない、本稿では主に『大広益会玉篇』を使用する。以下、『大広益会玉篇』における記述は『玉篇及原本零卷』（出版社、刊行年不明）による。

(3) 京都大学人文科学研究所「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」(<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvuchar/>)

(4) ただ、本稿では古代を時代区分としており、本来ならば唐代までを区切りとしたほうが望ましいところだが、中国の周辺国家である日本、新羅、遼などと比較研究を行うため、宋代までの例をみる。

(5) 『天一閣蔵明鈔本天聖令校證』（中華書局、二〇〇六年）

(6) 「倉庫令」（巻第二十三）における「鎖」の用例は次の通りである。

諸倉庫門、皆令監當官司封鎖署記。其左右藏庫、記仍印。開示（閉）、知其鎖鑰。監門守當之處、監門掌、非監門守當者、當處長官掌。

(7) 「天聖令」の「獄官令」（巻第二十七）における「鎖」の用例を挙げると、次の通りである。

諸舉轄刑獄官、常檢行獄囚鎖枷、舖席及疾病、糧餉之事、在不如法之、隨事推行。

諸枷、大辟重二十五斤、徒、流二十斤、杖罪一十五斤、各長五尺以上、六尺以下。……鎖長八尺以上、一丈以下。

諸獄囚有疾病者、主司陳牒、長官親驗知實、給醫藥救療、病重者脫去枷、鎖、杻、仍聽家内一人入禁看待。……

諸應請議減者、犯流以上、若除、免官當、並鎖禁。公座流、私罪徒、並謂非官當者責保參對。其九品以上及無官應贖者、犯徒以上若除、免、官當者、枷禁。公罪徒、並散禁、不脫巾帶、辦定、皆聽在外參斷對。

以上四例の「鎖」は全部「枷」と一緒に使われていて、刑具としてのくさを指すと考えられる。ただ、最後の用例には「鎖禁」とあるので、「鎖して禁じる」とも読めそうだが、次に「枷禁」との用例が見られるので「鎖（くさり）で禁じる」と解釈したほうがよさそう。

(8) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古辞書資料』（東京大学出版会、一九七七年）使用。

(9) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『天治本新撰字鏡（増訂版）』（臨川書店、一九六七年）使用。

(10) 後述の『和名類聚抄』における記述を参考すると、刑罰具として記述されている「械」に「阿之加之」（アシガシ）の訓が付けられていて、「足械也」・「穿木加足也」との義注があることから、「アシガシ」は刑具の足枷を指すことが分かる。また、同じく刑罰具の分類に入る「錠」には「加奈保太之」（カナホダシ）の訓がついていて、「鎖足具也」の義注がついていること

から、「カナホダシ」も足枷を指すと考えられる。

- (11) 馬淵和夫『和名類聚抄』古写本本文および索引』（風間書房、一九七三年）使用。
- (12) 正宗敦夫『類聚名義抄』（風間書房、一九五五年）使用。
- (13) 関根真隆氏の『正倉院文書事項索引』（吉川弘文館、二〇〇一年）を基に調べた結果である。
- (14) 奈良文化財研究所の「木簡データベース」(<http://www.nabunken.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>)
- (15) 木簡学会『日本古代木簡選』（岩波書店、一九九〇年、一五七頁）
- (16) 『訓蒙字会』（朝鮮光文会、一九一三年）使用。以下、同じ。
- (17) 清代の段玉裁の『説文解字注』には「限門也」でなく「距門也」になっていて、「各本作限非」として「限」字を用いることは間違っていると指摘しているが、「限門」も「距門」も戸締りをして入れないようにするという意味で変わらないため、ここでは大徐本に従うことにする。
- (18) 『周礼』と『礼記』の注疏には「管籥」とあるが、「籥」は「鑰」の異体字となることがあるため、「管鑰」と同じものを指すと考えられる。
- (19) 北京圖書館古籍出版編輯組『北京圖書館古籍珍本叢刊』五（書目文獻出版社、一九八七年）使用。
- (20) 『揚子法言』（掃葉山房、一九二五年）による。「陳楚之間」の「陳」は春秋時代の国名であり、「楚」は「陳」を滅亡させた国の名である。現在の河南省辺りである。「自關而東」、即ち「關東」は河南省より東の地方を指し「自關而西」、即ち「關西」は河南省より西の地方を指す。
- (21) 張繼禹編『中華道藏』第十一冊（華夏出版社、二〇〇九年）
- (22) 宮原武夫『不動倉の成立』（『日本古代の国家と農民』法政大学出版社、一九七三年）では、横から挿すものをカンヌキのカギ、堅に挿すものをクルルのカギと称している。本稿においては、これらを区別しない時は「クルルまたはカンヌキのカギ」と呼ぶ。
- (23) 「六行」は『周礼』卷第一〇「地官」の「大司徒」条に「以郷三物教萬民而賓興之、一曰六徳、知・仁・聖・義・忠・和、二曰六行、教・友・睦・姻・恤、三曰六芸、礼・楽・射・御・書・数」とあることから、「教・友・睦・姻・恤」の六つの行いを指すと理解できる。

- (24) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『古活字版藻塩草』(臨川書店、一九七九年) 使用。
- (25) 合田芳正『古代の鍵』(ニュー・サイエンス社、一九九八年)
- (26) 澁澤敬三『日本常民生活絵引』第五卷(平凡社、一九八四年) 所収の『幕帛絵詞』における名称による。
- (27) これは『干祿字書』に「勾上俗下正」とあるのと通じる。
- (28) 正倉院文書続修四六一九裏の「造石山寺所鉄充並作上帳」(『大日本古文書』十五―三〇六頁) にみえる「二日作上鉤重三勾重六兩」の「鉤」は「鉤」字体である。
- (29) 続々修四五―二裏の「造石山寺所鉄用帳」(『大日本古文書』五一―六一頁) にみえる「権鏝三隻 鉤一隻重三兩」の「鉤」は「鉤」字体と見られる。

Expressions of “Key” and “Lock” by Chinese Characters in Ancient East Asian Countries

FANG Guohua

Abstract

In previous chapters (*Bulletin of the Graduate School of International Cultural Studies Aichi Prefectural University* No. 13) I examined the use of the characters *yao* 鑰 and *yi* 鑰 in the countries of East Asia in ancient times. In this chapter I consider whether the characters *suo* 鎖 (鑰), *jian* 鍵 (鍵), *gou* 鉤 (鉤), and *shi* 匙 were used to signify “lock” or “key,” and I clarify their use.

The character *suo* 鎖 (鑰) was used in ancient China, Japan, the Korean peninsula, and the Liao in the sense of a lock, a chain, or an instrument of punishment, and it is to be surmised that there were no great differences in its meaning or use. However, in ancient China it was predominantly the standard form 鎖 that was used, whereas in Japan the non-standard form 鑰 was mainly used. The reason that mainly the non-standard form was used in Japan, even though it has more strokes, was presumably that in ancient Japan it was considered to be the correct form.

The character *jian* 鍵 and its variant forms were, like 鑰 (鑰), used to signify a locking device as a whole. However, there is evidence that it signified the male fitting of a lock on the Korean peninsula in ancient times, as was the case in China, but there are no examples of this usage in ancient Japan. Usage on the Korean peninsula in ancient times would have been closer to Chinese usage.

The character *gou* 鉤 (鉤) was in ancient China used to signify an L-shaped metal implement for hooking on to things, and there is a strong possibility that this was also the case in the Liao and on the Korean peninsula in ancient times. The situation was different in ancient Japan, where this character was used to signify both the fastener for a crossbar or bolt and a key. The Japanese word *kagi* can also signify an L-shaped hook, and it is to be surmised that it was via this native Japanese reading that the character 鉤 (鉤), read *kagi*, came to signify an implement for opening things, such as the fastener for a crossbar or bolt or a key.

The character *shi* 匙 was in ancient China used to signify “spoon.” It did not mean “key” on its own, but it was used in the compound *yaoshi* 鑰匙. There is a strong possibility that this was also the case in the Liao and on the Korean peninsula in ancient times. In ancient Japan it was used primarily in the sense of “key.”

To sum up, we find that there are instances in which the usage of the above characters signifying “key” or “lock” in ancient Japan, the Korean peninsula, and the Liao differed from China even though they all belonged to the same sphere of Sinographic culture. This may be a manifestation of their peripherality as neighbouring states of China. It would also have been the result of the fact that, when the Chinese writing system and its culture were introduced, Chinese usage was not necessarily adopted as it was, but was modified to suit the conditions in each country.